

令和 8 年

岩見沢市議会第 1 回定例会提案理由説明書



## 議案第 2 号

岩見沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について規定しようとするものであります。

## 議案第 3 号

岩見沢市旧美流渡中学校交流館条例の設定について

岩見沢市立美流渡中学校の閉校に伴い、東部丘陵地域（栗沢町美流渡、栗沢町万字、朝日町、清水町、奈良町及び毛陽町）において、当該地域に住む住民相互の交流の創出、世代間交流を促すことにより当該地域の活性化を目指すため、市民活動及び学びの場並びに地域資源の情報発信の場として、地域特性を活かした芸術文化スポーツの交流拠点となる岩見沢市旧美流渡中学校交流館を設置しようとするものであります。

## 議案第 4 号

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院との統合に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

## 議案第 5 号

岩見沢市職員の定年等に関する条例の一部改正について

市立栗沢病院に勤務する医師の定年年齢を延長するため所要の規定を整備するものであります。

## 議案第 6 号

一般職員の給与に関する条例の一部改正について

地方公務員法の規定により、国家公務員給与改定にならない、通勤手当の改定等所要の規定の整備を行おうとするものであります。

## 議案第 7 号

### 職員の旅費支給に関する条例等の一部改正について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費の支給に関する所要の規定の整備を行おうとするものであります。

## 議案第 8 号

### 岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉法等の一部改正に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等に関する改定その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

## 議案第 9 号

### 岩見沢市国民健康保険条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部改正により創設された子ども・子育て支援納付金に係る所要の規定の整備を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準額の改定を行い、また、新型コロナウイルス感染症の特例措置の終了に伴い、傷病手当金に係る規定の削除を行おうとするものであります。

## 議案第 10 号

### 岩見沢市多目的研修集会施設等条例及び岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例の一部改正について

朝日町内会との協議の結果、朝日交通会館及び朝日町内会館を廃止し、それぞれの会館が担っていた機能を朝日コミュニティ交流センターへ集約することに伴い、同センターが行う事業等を変更しようとするものであります。

## 議案第 1 1 号

### 岩見沢市火入れに関する条例の一部改正について

岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、市長が新たに発することができることとなった林野火災に関する注意報を火入れ中止の要件として加えるほか、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

## 議案第 1 2 号

### 岩見沢市道路占用料条例の一部改正について

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を国道に準じて改定しようとするものであります。

## 議案第 1 3 号

### 岩見沢市水道事業給水条例等の一部改正について

災害その他非常の場合における給水装置工事事業者及び排水設備工事事業者の確保を目的として、他市町村長等が指定する給水装置工事事業者及び排水設備工事事業者も給水装置工事及び排水設備工事を実施できるようにするため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

## 議案第 1 4 号

### 岩見沢市栗沢工芸館条例の廃止について

利用者の減少、施設の老朽化等に伴い、岩見沢市栗沢工芸館を廃止しようとするものであります。

## 議案第 1 5 号

### 岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画を策定しようとするものであります。

## 議案第 1 6 号

### 上幌向地区多目的研修会館の指定管理者の指定について

指定管理者として、上幌向地区多目的研修会館運営委員会を指定しようとするものであります。

## 議案第 17 号

### 令和 8 年度岩見沢市一般会計予算について

歳出におきまして、人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費、物件費、補助費等、その他特別会計への繰出金、金融助成貸付金等に係る経費として、

歳出合計 485 億円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、  
一般財源として、

市税、地方譲与税、地方交付税、繰入金、財産収入等

293 億 93,764 千円を、

特定財源として、

国・道支出金、市債、分担金及び負担金、使用料及び手数料等

191 億 6,236 千円を

見込み、歳入合計 485 億円を

予定いたしまして、収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為につきましては、  
道路補修事業のほか 6 事項に

7 億 41,327 千円を、

地方債の限度額につきましては、

公共施設等除却事業費のほか 20 事業に

24億17,600千円を、  
一時借入金の最高額につきましては、90億円を  
予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員  
手当等及び共済費を予定いたしました。

## 議案第18号

### 令和8年度岩見沢市特別会計国民健康保険費予算について

歳出におきまして、  
保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等に係  
る経費として、  
歳出合計 82億34,018千円を  
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、  
国民健康保険料、道支出金、一般会計繰入金等を見込み、  
歳入合計 82億34,018千円を  
予定いたしました。

## 議案第 19 号

令和 8 年度岩見沢市特別会計公共用地等造成費予算について

歳出におきまして、  
宅地分譲費、公債費、令和 7 年度に対する繰上充用金等として、

歳出合計 1 億 34,266 千円を  
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、  
土地売却代金、貸地料及び一般会計繰入金を見込み、  
歳入合計 1 億 34,266 千円を  
予定いたしました。

また、一時借入金の最高額につきましては、  
1 億 20,000 千円を  
予定いたしました。

## 議案第 20 号

### 令和 8 年度岩見沢市特別会計公設卸売市場費予算について

歳出におきまして、

施設管理経費等に係る経費として、

歳出合計 34,759 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

市場収入、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 34,759 千円を

予定いたしました。

## 議案第 2 1 号

### 令和 8 年度岩見沢市特別会計高等学校費予算について

歳出におきまして、

学校管理経費、公債費等に係る経費として、

歳出合計 6 億 27,436 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

使用料及び手数料、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 6 億 27,436 千円を

予定いたしました。

## 議案第 2 2 号

### 令和 8 年度岩見沢市特別会計企業用地造成費予算について

歳出におきまして、

用地分譲費に係る経費として、

歳出合計 9,778 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

土地売却代金、貸地料等を見込み、

歳入合計 9,778 千円を

予定いたしました。

## 議案第 2 3 号

### 令和 8 年度岩見沢市特別会計介護保険費予算について

保険事業勘定として、歳出におきまして、  
保険給付費、地域支援事業費、事務費等に係る経費として、  
歳出合計 97 億 34,231 千円を  
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、  
介護保険料、国・道支出金、一般会計繰入金等を見込み、  
歳入合計 97 億 34,231 千円を  
予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員  
手当等及び共済費を予定いたしました。

介護サービス事業勘定として、歳出におきまして、  
サービス事業費等に係る経費として、  
歳出合計 6,444 千円を  
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、  
サービス収入等を見込み、  
歳入合計 6,444 千円を  
予定いたしました。

## 議案第 2 4 号

令和 8 年度岩見沢市特別会計後期高齢者医療費予算について

歳出におきまして、

後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金、事務費等に係る経費として、

歳出合計 20 億 79,068 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 20 億 79,068 千円を

予定いたしました。

## 議案第 25 号

### 令和 8 年度岩見沢市病院事業会計予算について

業務の予定量におきまして、

入院の年間患者数 154,944 人、外来の年間患者数 262,629 人を予定し、主な建設改良事業として、新市立総合病院建設事業及び医療機械器具等整備事業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、医業収益、医業外収益等

180 億 36,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、職員給与費、診療に要する材料費及び諸経費、企業債の償還利息等

184 億 86,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、修学資金貸付返還金等

40 億 30,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

43 億 58,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額

3 億 28,000 千円は、

建設改良積立金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、院舎等警備・管理業務委託等に  
2億99,037千円を、  
企業債の限度額につきましては、医療機械器具等整備事業等に  
35億11,200千円を、  
一時借入金の限度額につきましては、29億20,000千円を  
予定し、  
議会の議決を経なければ流用することのできない経費として  
職員給与費及び交際費で82億59,919千円を  
予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、  
4億49,748千円を、  
たな卸資産の購入限度額につきましては、  
48億16,938千円を、  
さらに、重要な資産の取得として、超音波画像診断装置を予  
定いたしました。

## 議案第 26 号

### 令和 8 年度岩見沢市水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、  
給水戸数 42,591 戸、年間総配水量 8,761,000 立方メートルを  
予定し、主な建設改良事業として、送水管・配水管整備事業  
を予定いたしました。

収益的収入におきましては、給水収益、水道加入金等

22 億 17,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等

21 億 56,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、国庫補助金等

7 億 65,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

14 億 96,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額

7 億 31,000 千円は、

損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

企業債の限度額につきましては、建設改良事業に

7 億円を、

一時借入金の限度額につきましては、

5 億円を

予定し、

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費で

1 億 13,983 千円を

予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、

1 億 83,000 千円を、

たな卸資産の購入限度額につきましては、

384 千円を

予定いたしました。

## 議案第 27 号

### 令和 8 年度岩見沢市下水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、  
年間処理水量を公共下水道事業で 10,881,000 立方メートル、  
農業集落排水事業で 316,000 立方メートル、水洗化戸数を公  
共下水道事業で 34,889 戸、農業集落排水事業で 1,056 戸を予  
定し、主な建設改良事業として、公共下水道事業で下水道築  
造事業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、下水道使用料、一般会計負担  
金等 27 億 48,000 千円を  
見込み、  
一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等  
26 億 51,000 千円を  
計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、国庫補助金等  
12 億 72,000 千円を  
見込み、  
一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等  
19 億 27,000 千円を  
予定し、  
収入に対して不足する額 6 億 55,000 千円は、

損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、汚泥等搬出処理処分業務等  
などに 16億96,734千円を、

企業債の限度額につきましては、建設改良事業等に

5億4,700千円を、

一時借入金の限度額につきましては、 5億円を  
予定し、

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及  
び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経  
なければ流用することのできない経費として職員給与費で

97,591千円を、

一般会計からの補助金につきましては、

56,215千円を

予定いたしました。

## 議案第 28 号

### 令和 7 年度岩見沢市一般会計補正予算について（第 9 号）

歳出におきまして、国の補正予算における経済対策の実行に係る事業及びその他の事業全般にわたり、所要額を補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、国・道支出金、財産収入、寄附金等を見込み、

歳入歳出それぞれ 3 億 57,864 千円を減額することといたしました。

繰越明許費につきましては、防災対策事業について変更を、戸籍住民票印鑑証明書交付事務事業のほか 2 事業について追加することといたしました。

債務負担行為につきましては、庁舎等清掃・警備・管理業務委託について変更を、公園等維持管理業務委託について追加を、合併処理浄化槽設置資金利子補給金について廃止することといたしました。

地方債につきましては、農業生産基盤整備事業費のほか 4 事業について変更することといたしました。

## 議案第 29 号

令和 7 年度岩見沢市特別会計国民健康保険費補正予算について（第 2 号）

歳出におきまして、償還金、療養費及び収納率向上特別対策事業に係る所要額並びに予備費について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、国・道支出金を見込み、  
歳入歳出それぞれ 11,212 千円を  
追加することといたしました。

## 議案第30号

令和7年度岩見沢市特別会計介護保険費補正予算について  
(第4号)

保険事業勘定の歳出におきまして、一般管理事業、地域包括支援センター運営事業及び介護予防・生活支援サービス事業に係る所要額並びに予備費について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、国・道支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金を見込み、  
歳入歳出それぞれ 8,060 千円を  
追加することといたしました。

## 議案第 3 1 号

令和 7 年度岩見沢市特別会計後期高齢者医療費補正予算  
について（第 2 号）

歳出におきまして、後期高齢者医療広域連合負担金に係る  
所要額について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、後期高齢者医療保険料及び一  
般会計繰入金を見込み、

歳入歳出それぞれ 34,474 千円を

追加することといたしました。

## 議案第 3 2 号

令和 7 年度岩見沢市病院事業会計補正予算について

(第 1 号)

資本的収入におきまして、企業債並びに補助金及び負担金の減額を行い、収入の総額を

39 億 50,673 千円と

いたしました。

一方、資本的支出におきましても、建設改良費の減額を行い、支出の総額を

41 億 78,890 千円と

予定し、

収入に対して不足する額

2 億 28,217 千円は、

建設改良積立金等で補てんすることといたしました。

また、継続費におきまして、年割額について変更することといたしました。

たな卸資産の購入限度額におきましては、限度額の増額を行い、総額を

35 億 96,738 千円と

いたしました。

## 議案第 3 3 号

令和 7 年度岩見沢市水道事業会計補正予算について

(第 1 号)

資本的収入におきまして、国庫補助金の増額を行い、収入の総額を

4 億 53,633 千円と

いたしました。

一方、資本的支出におきましても、建設改良費の増額を行い、支出の総額を

14 億 60,000 千円と

予定し、

収入に対して不足する額 10 億 6,367 千円は、損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

